

埼玉県アライグマ防除実施計画

平成19年3月

(平成21年4月一部変更)

(平成23年4月一部変更)

(令和3年4月一部変更)

目 次

1	計画策定の背景と目的	P 1
2	防除の実施	P 1
3	特定外来生物の種類	P 2
4	防除を行う区域	P 2
5	防除を行う期間	P 2
6	現状	
	(1) 生息状況（分布状況）	P 2
	(2) 被害の現況	P 3
	(3) 捕獲状況	P 5
7	目標	P 5
8	防除の方法	
	(1) 防除の進め方	P 6
	(2) 計画的捕獲等	P 6
	(3) 緊急的な防除等	P 8
	(4) 生息環境管理	P 8
	(5) 被害予防対策	P 8
	(6) 捕獲頭数の報告及び計画の変更	P 9
9	合意形成等	P 9
10	調査研究	P 9
11	人と動物の共通感染症対策	P 9
12	普及啓発	P 10
	別紙 1 「捕獲等の留意事項」	P 11
	別紙 2 「人と動物の共通感染症の予防のための留意事項」	P 12
	別紙 3 「アライグマ回虫陽性判定時の対応について」	P 13
	様式 1 「埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証」	P 14
	様式 2 「埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳」	P 15
	資料 1 「関係機関の役割分担」	P 16
	資料 2 「アライグマ防除体制図」	P 18

1 計画策定の背景と目的

アライグマ（この計画ではカニクイアライグマを含む。）は北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化している。

県内では、野生化したアライグマによる農作物への被害や、人家に住みつく等の生活被害が平成18年度から急激に増加した。

平成19年度以降、捕獲の実績がある市町村は、県内全域に及んでいる。

また、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生動物や生態系に、悪影響が出ているのではないかと懸念されている。

このため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、県内市町村や関係機関と連携を図り、平成19年3月9日から平成23年3月31日までを第1次及び第2次計画期間として、計画的な防除対策を実施したところである。

これまでの防除により、農業被害や生活被害をある程度抑制することができたが、依然としてこれらの被害は高い頻度で発生している状況である。

よって、アライグマによる各種被害の防止を目的として、計画的な防除対策を継続して実施するものである。

2 防除の実施

(1) 県は、次のとおり実施するものとする。

ア 県内市町村が行う防除も含めた広域的な防除実施計画を策定するとともに、市町村が行う防除の技術的支援や実施体制の整備等の支援を行う。

イ 生息状況や捕獲情報を収集分析し科学的データの集積に努め、そのデータを基に、防除実施計画の変更を行うものとする。

ウ 県民の身体に直接危害が及ぶおそれがある場合、希少野生動物の生息に著しい被害が発生した場合等、緊急に防除を行う必要があるときは、防除を実施する。

(2) 市町村は、本計画に基づき、関係者の合意形成を図りながら防除を進めるものとする。

3 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

4 防除を行う区域

(1) 計画的な防除を行う区域 埼玉県全域

(2) 緊急的な防除を行う区域 埼玉県全域

5 防除を行う期間

平成19年3月9日から令和4年3月31日

（第1次計画期間：平成19年3月9日～平成21年3月31日）

（第2次計画期間：平成21年4月1日～平成23年3月31日）

（第3次計画期間：平成23年4月1日～令和4年3月31日）

6 現状

(1) 生息状況（分布状況）

令和元年度に捕獲のあった市町村は、蕨市を除く62市町村である（図1）。

アライグマによる被害の発生状況や捕獲頭数から推測すると、東松山市を中心とした比企地域、秩父地域で生息個体数が多く、隣接する大里地域や入間地域にも既に相当数が生息し、その他の地域でも急速に分布を拡大したことが考えられる。

また、これまでに防除を進めながら蓄積したデータをもとに、調査・検討を実施した。その結果、分布傾向や生息環境の特性等について、一定の知見を得ることができた。

しかしながら、生息環境の詳細や分布拡大のメカニズム等を解明するためのデータが不足しているため、個体数の推定も現時点ではできないことから、今後も引き続き捕獲個体のデータ等を収集・分析しながら必要な調査を行うとともに、生息状況についての様々な調査成果を活用することにより、詳細な生息状況の把握に努めるものとする。

図1 アライグマの分布状況（ 令和元年度に捕獲のあった市町村）



(2) 被害の現況

ア 生態系被害

アライグマにとっては、丘陵の水辺環境が重要な餌場となっているため、個体数の多い地域では、両生類や虫類の生息に大きな影響を与えるおそれがある。

特に、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」により、県内希少野生動植物に指定されているイモリや、各地で保護活動が行われているトウキョウサンショウウオへの影響が心配されている。

また、生態が似ているタヌキなどの生息への影響も懸念される場所である。

イ 農作物被害

アライグマによる農作物被害は、個体数が急激に増加した平成18年度に発生範囲や件数が急速に拡大した。防除対策の推進により、ある程度、被害の拡大を抑制することができたが、依然として被害程度は高い状況にある。

表1 県内農作物被害の経年変化

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被害面積 (ha)	5.65	6.39	7.47
被害金額 (万円)	1,352	1,635	2,136

図2 農作物別被害状況（令和元年度）

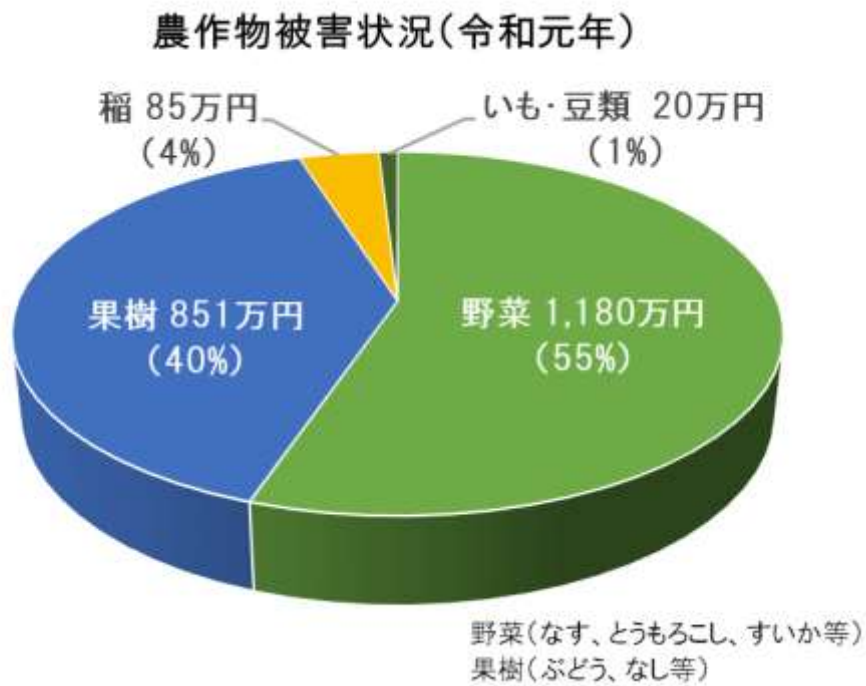


図3 農林振興センター別農業被害額（令和元年度）



ウ 生活環境被害

県下の広い地域で、家屋に侵入し天井裏を糞尿で汚す等の被害が発生している。

また、アライグマ回虫による幼虫移行症等の人獣共通感染症の危険性も懸念されているところである。

(3) 捕獲状況

アライグマ防除実施計画、有害鳥獣捕獲許可及び狩猟で捕獲したアライグマの捕獲頭数の推移は図4のとおりである。

図4 捕獲頭数の推移



7 目標

生息状況等のデータが不足しているため、現時点では防除目標個体数の科学的根拠に基づいた推定ができないことから、当面農作物や生活環境及び生態系に係る被害の軽減と拡大防止を目標とするものとする。

今後、市町村が捕獲した個体のデータを、収集・分析しながら、野外でのアライグマの生息状況や自然環境への影響を解明する調査を行い、より精度の高い生息状況の把握に努める。

8 防除の方法

(1) 防除の進め方

ア 重点対策地域

捕獲頭数が多く、農業被害や生活被害等が著しく発生し、アライグマの生息密度が高いと推測される地域を重点対策地域とする。

重点対策地域においては、被害発生地点における防除を徹底するとともに、その周辺で新たな被害の発生が懸念される区域においても防除を行い、被害の軽減と生息域の拡大の防止を図るものとする。

イ 生息確認地域

重点対策地域以外についても、被害や目撃情報のある地域では現在アライグマが地域に定着しつつあると思われることから、捕獲体制を整備して、被害発生地点及びその周辺区域において防除を実施し、地域内における被害の拡大防止を図るものとする。

ウ 生息未確認地域

被害や捕獲実績がほとんどなく、現段階では、定着している兆候が見られない地域においても、重点対策地域や生息確認地域に隣接している場合は、今後、侵入や定着のおそれがある。

被害や目撃の情報が速やかに把握できる体制の整備を行うとともに、特に侵入のおそれのある区域の監視を強化するものとする。

エ 捕獲以外の対策

アライグマによる被害を軽減するためには、生息数を減少させるための計画的な捕獲とともに、収穫されない野菜や果実、生ごみなど、アライグマを引きつける要因の除去、農地や家屋への侵入を防ぐ対策もあわせて実施する必要がある。

オ 普及啓発

防除にあたっては、地域住民や関係者の理解と協力が不可欠であることから、アライグマの生態などの基礎知識や被害予防策等について普及啓発を図るものとする。

(2) 計画的捕獲等

アライグマの捕獲及び捕獲個体の処理（以下「捕獲等」という。）は、市町村が主体となり実施する。

県は、市町村の取組に対し技術的支援等を行うとともに、市町村からの捕獲情報を収集分析し、計画的捕獲の推進を図るものとする。

捕獲は、はこわな等を設置し次のとおり実施する。

ア 市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という）に従事者証（様式1）を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳として管理する。（様式2）

イ はこわな等の猟具の設置等については、原則としてわな猟免許を有する者が行うこととする。

ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者とすることができる。

ウ 県や市町村は狩猟免許を有する者による研修会の開催等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養成に努めるものとする。当該研修の修了者については、免許非保持者であっても従事者とすることができることとする。

エ 県環境管理事務所は、本計画期間内において、所轄の市町村の区域の従事者を養成する研修を開催するものとする。

オ 捕獲等は、別紙1「捕獲等の留意事項」に充分留意の上、実施するものとする。

カ 捕獲個体の取扱い

○ 捕獲した個体の処分については、できるだけ麻酔薬の投与や炭酸ガスなどによる苦痛を与えない方法の採用に努め、焼却、埋設などにより適切に処理する。

○ 捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合、捕獲等の実施主体となった県又は市町村は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

○ 県又は市町村が、「その他公益上の必要があると認められる目的」で譲り渡す場合は、次の要件を満たす団体に譲り渡すものとする。

＜団体の要件＞

- ・ 外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること
- ・ 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること
- ・ 捕獲個体を県又は市町村から速やかに引き取りできること
- ・ 引取後30日以内に、不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防の措置を実施すること
- ・ 譲り渡し先（引取飼養者）への引渡し状況を記録し保管するとともに継続的に必要な情報収集・情報提供を行うこと

（3）緊急的な防除等

県及び市町村は、人の身体に危害を及ぼすおそれがある場合、その他の緊急に防除を実施する必要がある場合は、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施する。

また、アライグマが、傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲等により捕獲された場合は、野外に放さないようにすることが重要なので、（2）計画的捕獲等「カ捕獲個体の取扱い」に準じて取り扱うこととする。

（4）生息環境管理

農地及び人家周辺等にアライグマを近づけないためには、農業者や住民などが連携し、地域ぐるみで誘引要因を徹底して除去することが重要である。

農地周辺をアライグマの餌場としないよう、農地に取り残した野菜や果実を放置しないよう努める。

また、人家周辺においては屋外に生ごみ等を放置しないなど適正な環境管理に努める。

（5）被害予防対策

アライグマによる農業被害、生活被害を軽減するためには、農業者や住民による被害地への侵入防止対策が重要である。足跡等のフィールドサインや目撃情報を早期に把握し、農地では防護柵等の設置、家屋においては侵入口をふさぐなど、有効な対策を速やかに講じるよう努めるものとする。

(6) 捕獲頭数の報告及び計画の変更

ア 市町村は、毎月の捕獲頭数について、翌月の10日まで（土日休日の場合は休み明けの日まで）に、県環境管理事務所に報告するものとする。

イ 県環境管理事務所は、市町村から報告されたデータを取りまとめて県みどり自然課に報告する。

ウ 本計画の計画期間は令和4年3月31日までであり、この期間内にデータを収集し、防除の実施効果の検証を行い、必要に応じて計画内容を変更することとする。

9 合意形成等

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して情報提供を行い、普及啓発に努めながら、地域における合意形成を図る必要がある。

(1) 防除を行う地域の土地所有者や住民等に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る説明を行う。

(2) 防除を行う地域の河川、水路、土地改良施設等の管理者に対しては、防除実施に係る説明を行う。

10 調査研究

効果的な防除手法の検討、生息実態把握、被害実態把握などについて、県農業技術研究センター及び県環境科学国際センターと連携し、調査研究を推進するものとする。

11 人と動物の共通感染症対策

アライグマ回虫による幼虫移行症等、人と動物の共通感染症の危険性も懸念されていることから、捕獲に従事する際は、別紙2「人と動物の共通感染症の予防のための留意事項」に充分留意しながら業務を行うものとする。

また、県衛生研究所等と連携し、捕獲個体からのサンプル採取等により、感染の有無等の監視に取り組むとともに、アライグマ回虫検査において陽性判定が出た場合には、別紙3「アライグマ回虫陽性判定時の対応について」により、速やかに適切な対応を図るものとする。

12 普及啓発

県、市町村は、講習会の開催やパンフレットの活用等により、県民、農業者等に対しアライグマの生態等の基礎的知識、被害予防策等の普及啓発に努めるものとする。

また、県は、防除実施計画の実施状況等をホームページ等により公表し、防除事業の周知に努めるものとする。

捕獲等の留意事項

- 1 捕獲等の際には、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯する。
- 2 捕獲に使用する猟具には、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除のためのアライグマ捕獲である旨、防除主体（県又は市町村）又は従事者の住所、氏名、電話番号、猟具の設置期間等を記載した標識の装着等を行う。
- 3 鳥獣保護管理法第 2 条第 5 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第 5 5 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- 4 わなを設置して捕獲する場合は、設置場所を一日一回は巡視することとし、錯誤捕獲があった場合は速やかに放獣するものとする。
ただし、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣にあつては適切に処置するものとする。
また、わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。
- 5 鳥獣保護管理法第 1 2 条第 1 項又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲は行わないこととする。

人と動物の共通感染症の予防のための留意事項

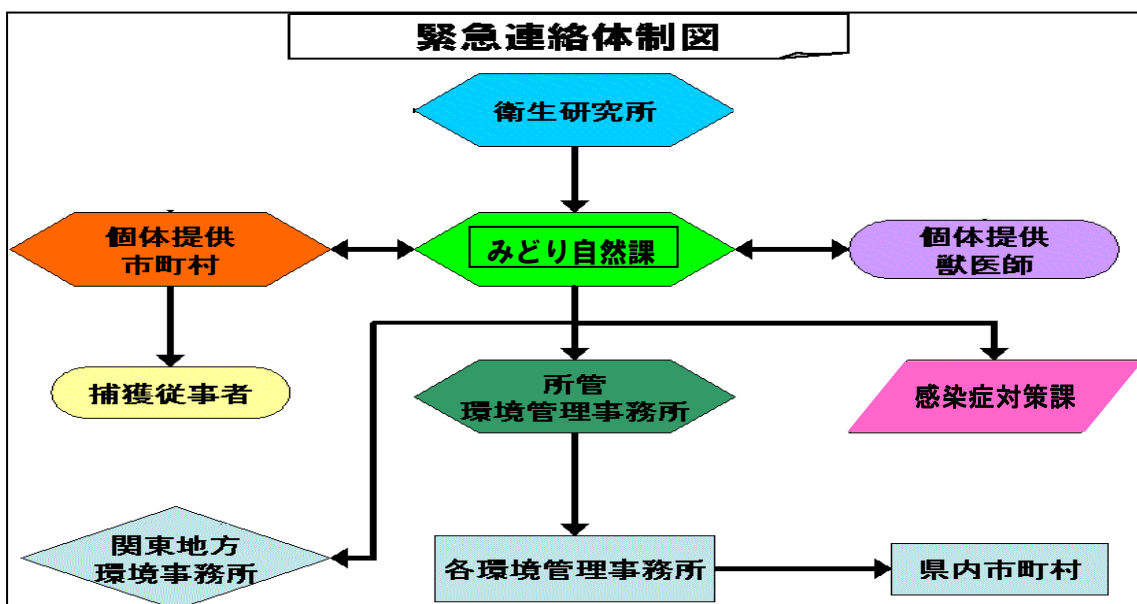
- 1 革手袋、厚地の長袖の作業服、マスク、ゴーグル等を着用すること。
いずれもアライグマ専用のもので取り扱うこと。
- 2 捕獲個体を取り扱う際は、咬まれたり、爪で引っ掻かれたりしないよう十分に注意すること。
- 3 取扱い後は、手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。
(流水による石けんでの手洗い後、エタノールなどのアルコール消毒も有効<霧吹きを用いても可>)
- 4 咬まれたり、引っ掻かれたりした場合には、速やかに傷口を水で洗浄し、医療機関を受診するなど適切な措置をとること。
- 5 捕獲わな自体も汚染されている可能性があるため、触れる際には革手袋を着用し、触れた後は手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。
- 6 捕獲わなは使用後に消毒等を行うこと。
(回虫に対しては熱湯やバーナーによる高熱処理。ウイルス等に対しては次亜塩素酸ソーダなどによる殺菌も有効)
- 7 捕獲個体を移送する際は、軽トラックを使用する等、捕獲個体と人が完全に分離された環境を確保すること。
- 8 移送車に捕獲個体を積載する際は、密閉式の大型プラスチック容器に捕獲わなごと収容するか、焼却処分が可能なビニールや段ボール等を用いたトレイを敷くなどして、糞尿による汚染を防ぐこと。

アライグマ回虫陽性判定時の対応について

- 1 衛生研究所は、アライグマ回虫陽性と疑われる事例（回虫卵の検出等）が確認された場合には、みどり自然課に通報する。
- 2 みどり自然課は、速やかに個体提供市町村、個体提供獣医師に情報提供する。
- 3 個体提供市町村は、当該個体の捕獲に従事した全ての者に通報するほか、車両、器材等の隔離・保全を図る。
- 4 みどり自然課は、速やかに感染症対策課、所管環境管理事務所に連絡し、協議体制を確保する。
- 5 みどり自然課は、環境省関東地方環境事務所をはじめ、関係機関に対する情報提供を行う。
- 6 みどり自然課は、衛生研究所、個体提供市町村、所管環境管理事務所及び感染症対策課等関係機関との協議により、広報も含めた今後の対応を決定する。

《協議事項として想定するもの》

- ・ 捕獲従事者等の検診、治療について <医療機関、感染症対策課など>
- ・ 捕獲に使用したわな、車輛等（隔離保全済み）の処分方法 <市町村など>
- ・ 捕獲場所付近における疫学調査（地域定着性等） <研究機関など>
- ・ 近隣住民への周知内容、方法等 <市町村、感染症対策課など>
- ・ 広報の内容、方法等 <県関係機関、市町村など>



(様式1)

<p>第 号</p> <p>埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく 従事者証</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長 印</p>		<p>注 意 事 項</p> <p>1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際して必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。</p> <p>2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後30日以内に、〇〇市町村長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告しなければならない。</p>	
住 所		捕獲等実績報告	
氏名（団体名）		捕獲等の場所	数量
生 年 月 日			
目 的			
捕獲等をする区域			
捕獲等をする期間			
捕 獲 の 方 法			
捕 獲 後 の 処 置			
備 考			

(様式2)

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳

市町村名：

No.	捕獲を行う場所	従事者数	従事者名簿				狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			氏名	住所	区分	生年月日	番号	交付年月日	交付機関名	

備考 「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入してください。
 また、所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許及び狩猟者登録」欄の「交付年月日」欄の上段に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記入してください。

関係機関の役割分担

項目	実施者	実施内容
防除実施計画	県 (みどり自然課)	防除実施計画の策定 国への確認申請 計画の見直し
生息状況等調査の実施	県 (みどり自然課)	生息密度、繁殖状況、自然環境に及ぼす影響等に関する調査の実施
	市町村 NPO等との協働	捕獲頭数等の捕獲状況、被害状況、捕獲個体の調査データ等を把握 NPO・県民等との協働で調査したデータがある場合は有効に活用
調査結果の取りまとめ	市町村	捕獲頭数については、当該月分を翌月の10日まで(土日休日の場合は休み明けの日まで)に、県環境管理事務所に報告するものとする。
	県 (環境管理事務所) (みどり自然課)	県環境管理事務所は、市町村から報告されたデータを取りまとめてみどり自然課に報告する 各事務所管内のデータを取りまとめる。

項目	実施者	実施内容
計画的防除	市町村	捕獲及び捕獲個体の処理は、市町村が主体に実施 捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者に従事者証（様式1）を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳で管理（様式2）
緊急的防除	県	人の身体に危害を及ぼすおそれがある場合等、緊急に警察等が捕獲する必要がある場合に実施
技術的支援等	県 (環境管理事務所) (みどり自然課) (農業技術研究センター)	所轄の市町村の区域の捕獲従事者を対象とした研修を実施 対策マニュアルの作成・見直し 捕獲手法等に関する技術指導
被害防止対策	市町村・農業者・ 県民等	収穫されない野菜や果実、生ごみなど、アライグマを引きつける要因の除去、農地や家屋への侵入防止対策の実施
	県	被害防止対策に関する普及啓発
調査研究	県 (農業技術研究センター及び環境科学国際センター)	効果的な防除手法の検討、生息実態把握、被害実態把握等
人と動物の 共通感染症 対策	県 (衛生研究所)	アライグマ回虫による幼虫移行症等、人と動物の共通感染症の監視等

アライグマ防除体制図

